

官報情報検索サービス利用規約（新旧対照表）

< 現 行 >	< 改 訂 後 >
第1条（適用範囲） 本規約は独立行政法人国立印刷局（以下「甲」という。）がインターネットを使用して提供する官報情報検索サービス（以下「本サービス」という。）について、甲と利用者（以下「乙」という。）との間の利用方法、利用料金その他利用契約内容について定めたものである。 2 本規約は、本サービスを利用するに当たり、乙が行う一切の行為に適用されるものであり、乙は本規約に同意の上、本サービスを利用できるものとする。 3 甲が乙に本サービス上で提示する取決めや注意事項は、本規約の一部を構成するものとする。 第2条（規約の変更） （略） 第3条（契約の効力の発生及び契約期間） 本サービスの利用契約（以下「本契約」という。）は、本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）が甲の<u>契約手続</u>に従い本規約の内容を承諾して利用申込書を提出し、本サービスの利用に必要な利用者識別番号（以下「ユーザ ID」という。）及びパスワードを交付されたときに成立するものとする。 2 （略） 3 本契約は、乙から特段の申請がない場合には前項の契約期間満了後、自動的に継続されるものとする。以後についても、同様とする。 第4条（本サービスの提供方法等） 利用希望者は、前条第1項の利用申込書を官報販売所に提出するものとする。 （新設） <u>2 甲は利用申込書提出者に対し、前条第1項のユーザ ID 及びパスワードを、前項の官報販売所から交付する。</u> <u>3 交付されたユーザ ID 及びパスワードの管理並びにその使用については、乙の責任において適切に行い、使用上の過誤又は第三者による不正使用等について、甲は一切その責めを負わないものとする。</u> <u>4 乙はユーザ ID 若しくはパスワードを忘れた場合又は盗まれた場合は、速やかに第1項の官報販売所に届けるものとする。</u>	第1条（適用範囲） 本規約は独立行政法人国立印刷局（以下「甲」という。）がインターネットを使用して提供する官報情報検索サービス（以下「本サービス」という。）について、甲、甲が本サービスの販売を委託する法人（以下「乙」という。）及び利用者（以下「丙」という。）との間の<u>申込手続、利用方法、利用料金、その他利用する際の基本的合意事項及び諸条件を定めたものである。</u> 2 本規約は、本サービスを利用するに当たり、<u>丙</u>が行う一切の行為に適用されるものであり、<u>丙</u>は本規約に同意の上、本サービスを利用できるものとする。 3 甲が<u>丙</u>に本サービス上で提示する取決めや注意事項は、本規約の一部を構成するものとする。 第2条（規約の変更） （現行どおり） 第3条（契約の効力の発生及び契約期間） 本サービスの利用契約（以下「本契約」という。）は、本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）が甲の<u>定める契約手続</u>に従い本規約の内容を承諾して<u>乙</u>へ利用申込書を提出し、<u>乙</u>から本サービスの利用に必要な利用者識別番号（以下「ユーザ ID」という。）及びパスワードを交付されたときに成立するものとする。 2 （現行どおり） 3 本契約は、<u>丙</u>から特段の申請がない場合には前項の契約期間満了後、自動的に継続されるものとする。以後についても、同様とする。 第4条（本サービスの提供方法等） 利用希望者は、前条第1項の利用申込書を<u>乙</u>に提出するものとする。 <u>2 乙は利用申込書を保有し、管理する。</u> <u>3 乙は利用申込書提出者に対し、前条第1項のユーザ ID 及びパスワードを交付する。</u> <u>4 交付されたユーザ ID 及びパスワードの管理並びにその使用については、丙の責任において適切に行い、使用上の過誤又は第三者による不正使用等について、甲及び乙は一切その責めを負わないものとする。ただし、甲及び乙に故意又は重過失による債務不履行又は不法行為責任がある場合を除く。</u> <u>5 丙はユーザ ID 若しくはパスワードを忘れた場合又は盗まれた場合は、速やかに第1項の利用申込書を提出した乙に届けるものとする。</u>

5 <u>乙</u>は、交付されたパスワードについて、自ら変更することができる。 第5条（利用料金及び設備費） 本サービスの利用料金は別表のとおりとする。 2 <u>乙</u>は前項に定める利用料金を、前条第1項の利用申込書を提出した<u>官報販売所</u>に支払うものとする。 （新設） 3 甲は、第2条第1項の規定に基づき利用料金を変更しようとする場合には、変更の効力発生日の1か月前までに同条第2項に規定する方法により周知するものとする。 4 <u>乙</u>は前項に定める利用料金に変更された後は、<u>甲</u>に対して変更後の料金を支払うものとする。 5 <u>乙</u>が本サービスを利用するに当たって必要とする装置（ソフトウェアを含む。）及びインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は<u>乙</u>が負担するものとする。 第6条（本サービスの中断及び終了） 甲は、<u>乙</u>への事前の通知や承諾を得ることなしに、保守作業、停電及び天災等の不可抗力その他の理由により本サービスの提供を一定期間中断することがある。 2 甲は、業務上、技術上等の理由から本サービスを<u>終了</u>することがある。ただし、この場合、<u>終了</u>の3か月前までに<u>乙</u>に対して通知するものとする。 （新設） 3 甲は、第1項又は第2項により、<u>乙</u>が被ったいかなる損害についても、一切その責任を負わないものとし、利用料金の減額・返金についても一切行わないものとする。 第7条（禁止行為） <u>乙</u>は、本サービスを利用するに当たり、甲が特に認める場合を除き、以下の行為を行ってはならない。 一～三 （略） 四 本サービスの記事、図形等のデータを個人的な使用の範囲を超えて利用する行為 五 本サービスの記事、図形等のデータを<u>営利目的</u>として利用する行為 六 本サービスにより利用できる情報を改ざんする行為	6 <u>丙</u>は、交付されたパスワードについて、自ら変更することができる。 第5条（利用料金及び設備費） 本サービスの利用料金は別表のとおりとする。 2 <u>丙</u>は前項に定める利用料金を、前条第1項の利用申込書を提出した<u>乙</u>に支払うものとする。 3 <u>乙</u>は、利用料金の支払いに遅滞が生じた場合は、<u>丙</u>に対し利用料金支払の通知又は催告をすることができる。 4 甲は、第2条第1項の規定に基づき利用料金を変更しようとする場合には、変更の効力発生日の1か月前までに同条第2項に規定する方法により周知するものとする。 5 <u>丙</u>は前項に定める利用料金に変更された後は、<u>乙</u>に対して変更後の料金を支払うものとする。 6 <u>丙</u>が本サービスを利用するに当たって必要とする装置（ソフトウェアを含む。）及びインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は<u>丙</u>が負担するものとする。 第6条（本サービスの中断、<u>変更</u>及び終了） 甲は、<u>丙</u>への事前の通知や承諾を得ることなしに、保守作業、停電及び天災等の不可抗力その他の理由により本サービスの提供を一定期間中断することがある。 2 甲は、業務上、技術上等の理由から本サービスの<u>全部</u>又は一部を変更又は<u>終了</u>することがある。ただし、この場合、<u>変更</u>又は<u>終了</u>の3か月前までに<u>丙</u>に対して通知するものとする。 3 <u>官報の発行に関する内閣府令（令和6年内閣府令第80号）第42条第3項により、内閣総理大臣から本サービスの承認取消しに係る指示があった場合、甲は、本サービスを前項の通知なく、終了する場合がある。</u> 4 甲は、<u>前3項</u>により、<u>丙</u>が被ったいかなる損害について、一切その責任を負わないものとし、利用料金の減額・返金についても一切行わないものとする。 第7条（禁止行為） <u>丙</u>は、本サービスを利用するに当たり、甲が特に認める場合を除き、以下の行為を行ってはならない。 一～三 （現行どおり） （削る） 四 本サービスの記事、図形等のデータを<u>売買等の営利目的</u>として利用する行為 五 本サービスにより利用できる情報を改ざんする行為
---	---

七 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為 八 甲又は第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為 九 本サービスから情報を抽出するために、機械的に検索し情報を収集する処理技術（ウェブクローラ、ウェブスパイダーなど）を利用する行為 十 甲又は第三者を誹謗及び中傷する行為又は名誉を傷つけるような行為 十一 甲又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為 十二 ユーザ ID 及びパスワードを第三者に開示する行為 十三 その他法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為 2 乙は、前項各号に規定した行為を行ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは甲又は第三者に対してその損害を賠償するものとする。 3 第1項第9号に規定する行為については、乙が事前に利用申請書を甲に提出し、許可を得た場合に限り、行うことができる。 第8条（本サービスの利用停止及び契約の解除） 甲は、乙が前条第1項各号に掲げる行為又は次のいずれかに該当する行為をした場合、本サービスの利用の停止又は契約の解除（以下「利用停止等」という。）をすることができる。 一～五 （略） （新設） （新設） 2 甲が、前項の規定により、本サービスの利用停止等を行った場合であっても、乙は、利用停止等された月までの利用料金を支払わなければならない。 3 前項の規定に基づき乙が支払わなければならない利用料金は、一切減額・返金されない。 第9条（契約の解約） 乙は、第4条第1項の利用申込書を提出した官報販売所に対して、事前に解約する旨を通知することにより、本契約を解約することができる。 2 前項の解約は、前項の通知が各月15日（当日が休祝日の場合にはその翌日）までに申請されたときには、当月末日付けの解約となり、それ以後	六 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為 七 甲又は第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為 八 本サービスから情報を抽出するために、機械的に検索し情報を収集する処理技術（ウェブクローラ、ウェブスパイダー等）を利用する行為 九 甲、乙又は第三者を誹謗及び中傷する行為又は名誉を傷つけるような行為 十 甲、乙又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為 十一 ユーザ ID 及びパスワードを第三者に開示する行為 十二 その他法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為 2 丙は、前項各号に規定した行為を行ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは甲、乙又は第三者に対してその損害を賠償するものとする。 3 第1項第8号に規定する行為については、丙が事前に利用申請書を甲に提出し、許可を得た場合に限り、行うことができる。 第8条（本サービスの利用停止及び契約の解除） 甲は、丙が前条第1項各号に掲げる行為又は次のいずれかに該当する行為をした場合、本サービスの利用の停止又は契約の解除（以下「利用停止等」という。）をすることができる。 一～五 （現行どおり） 2 前項の解除については、前項第4号の場合を除き、催告をせずに利用停止等を行うことができる。 3 甲は、第1項各号に係る事実又はそのおそれがある場合に、必要により丙の利用申込書、ユーザ ID 交付の内容及び支払状況等の第1項各号に係る事実に関する情報を乙から提供を受け、又は契約解除に係る丙の情報を乙に提供することがあり、丙はこれに同意するものとする。 4 甲が、第1項の規定により、本サービスの利用停止等を行った場合であっても、丙は、利用停止等された月までの利用料金を乙に支払わなければならない。 5 前項の規定に基づき丙が支払わなければならない利用料金は、一切減額・返金されない。 第9条（契約の解約） 丙は、第4条第1項の利用申込書を提出した乙に対して、事前に解約する旨を通知することにより、本契約を解約することができる。 2 前項の解約は、前項の通知が各月15日（当日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等の場
---	---

月末までに申請されたときには、翌月末日付けの解約となる。 第10条（個人情報の取扱い） 甲は、本サービスの提供に際して知り得た乙の個人情報について、<u>個人情報保護方針</u>にのっとり、適正に取り扱うものとする。 2 甲は、<u>個人情報保護方針</u>にのっとり、本サービスの利用に関連して生成される通信履歴の電磁的記録並びに本規約の規定により提出された各申込書・申請書・届に記載された情報及びユーザ ID 等の契約者情報について、<u>本サービスの安定稼働等のため、使用する場合がある。</u> （新設） 第11条（免責） 甲は、乙が本サービスを利用して得た<u>情報等</u>の正確性を保証するものではない。また、本サービスの利用により乙又は第三者に損害が生じた場合も、<u>甲に故意又は重過失があったときを除き、甲は一切の責任を負わないものとする。</u> 2 甲は、本サービスの利用に起因する乙の逸失利益や第三者から乙に対してなされた損害賠償請求に基づく損害を含むいかなる損害についても一切その責めを負わないものとする。 3 本サービスのテキスト表示での JIS コード内に存在しない文字については、全て特定の<u>記号</u>に換えて表示するものとする。なお、細心の注意を払って処理することとするが、処理途中のエラー等による誤記・脱字等については、一切その責めを負わないものとする。 第12条（合意管轄） 本規約に関する甲乙間の<u>紛争</u>については、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。 第13条（準拠法） （略） 第14条（その他） 本サービスは、<u>甲が別に発行する官報から情報を抽出し配信しているものであり、官報とは体裁等が異なることがあるため、正確性を問う場合は、乙は必ず官報紙面を確認の上利用しなければならない。</u> 2 その他本サービスの利用等に当たり、甲又は<u>官報販売所</u>から指示があった場合には、それに従うものとする。	<u>合にはその翌営業日</u>）までに申請されたときには、当月末日付けの解約となり、それ以後月末までに申請されたときには、翌月末日付けの解約となる。 第10条（個人情報の取扱い） 甲は、本サービスの提供に際して知り得た<u>丙</u>の個人情報について、<u>個人情報保護方針及び本規約</u>にのっとり、適正に取り扱うものとする。 2 甲は、<u>個人情報保護方針及び本規約</u>にのっとり、本サービスの利用に関連して生成される通信履歴の電磁的記録について、<u>本サービスの安定稼働等のため、使用する場合がある。</u> 3 甲は、<u>個人情報保護方針及び本規約</u>にのっとり、本規約の規定により、<u>乙に提出された各申込書・申請書・届に記載された情報及びユーザ ID 等の利用者情報</u>について、本サービスの安定稼働等のため、<u>乙から提供を受け、使用する場合があり、丙はこれに同意するものとする。</u> 第11条（免責） 甲及び乙は、<u>丙</u>が本サービスを利用して得た<u>全ての情報等</u>の正確性を保証するものではない。また、本サービスの利用により<u>丙</u>又は第三者に損害が生じた場合も、<u>甲及び乙は一切の責任を負わないものとする。ただし、甲及び乙に故意又は重過失による債務不履行又は不法行為責任がある場合を除く。</u> 2 甲及び乙は、本サービスの利用に起因する<u>丙</u>の逸失利益や第三者から<u>丙</u>に対してなされた損害賠償請求に基づく損害を含むいかなる損害についても一切その責めを負わないものとする。 3 本サービスのテキスト表示での JIS コード内に存在しない文字については、全て特定の<u>記号又は代替文字</u>に換えて表示するものとする。なお、細心の注意を払って処理することとするが、処理途中のエラー等による誤記・脱字等については、一切その責めを負わないものとする。 第12条（合意管轄） <u>本サービス又は本規約に関する紛争の解決</u>については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。 第13条（準拠法） （現行どおり） 第14条（その他） 本サービスは、<u>官報及び官報から抽出した情報を配信しているものであり、正確性を問う場合は、丙は必ず内閣府の Web サイトで公開する官報を確認の上利用しなければならない。</u> 2 <u>丙</u>は、その他本サービスの利用等に当たり、甲又は<u>乙</u>から指示があった場合には、それに従うものとする。
---	---

(附則)

本規約は、平成13年6月27日から適用する。

(附則：平成25年8月8日一部改訂)

本規約は、平成25年9月16日から適用する。

(附則：平成26年4月1日一部改訂)

本規約は、平成26年4月1日から適用する。

(附則：令和元年10月1日一部改訂)

本規約は、令和元年10月1日から適用する。

(附則：令和2年6月29日一部改訂)

本規約は、令和2年8月1日から適用する。

(別表)

官報情報検索サービス利用料金表(税込み)

	月額料金	官報定期購読者割引	備考
基本料金	1,672 円	無料	日付検索による基本的な閲覧が可能
検索料金	2,200 円	528 円	上記に加え記事単位の検索が可能

検索料金には、基本料金が含まれています。

初回のお申込みに限り、申込み当月分の利用料金は無料とします。但し、お申込み当月に解約した場合は、当該月の利用料金を徴収します。

(附則)

本規約は、平成13年6月27日から適用する。

(附則：平成25年8月8日一部改訂)

本規約は、平成25年9月16日から適用する。

(附則：平成26年4月1日一部改訂)

本規約は、平成26年4月1日から適用する。

(附則：令和元年10月1日一部改訂)

本規約は、令和元年10月1日から適用する。

(附則：令和2年6月29日一部改訂)

本規約は、令和2年8月1日から適用する。

(附則：令和6年12月13日一部改訂)

本規約は、令和7年3月15日から適用する。

(別表)

官報情報検索サービス利用料金表(税込み)

	月額料金
料金	<u>2,200 円</u>

初回のお申込みに限り、申込み当月分の利用料金は無料とします。但し、お申込み当月に解約した場合は、当該月の利用料金を徴収します。